

大会（総合大会及びソサイエティ大会）旅費・謝金・参加費の支給・補助に関する  
ガイドライン

i. 謝金について

大会での企画（パネル討論、チュートリアル講演など）での招待講演者の謝金は原則として、各提案組織（ソサイエティ、サブソサイエティ、研究専門委員会）の事業費・活動費から支給されるが、ソサイエティ以外の提案組織（サブソサイエティ、研究専門委員会）においてこれが不足する場合、ソサイエティ会計から補助を受けることができる。なお、補助金の総額が予算を大幅に越える場合は、ソサイエティ運営委員会で検討する。

ii. 旅費について

大会での企画（パネル討論、チュートリアル講演など）での招待講演者の旅費は原則として、講演者側が支払うかまたは、各提案組織（ソサイエティ、サブソサイエティ、研究専門委員会）の事業費・活動費から支給される。しかし、講演者側が支払うことが困難であり、且つ、ソサイエティ以外の提案組織（サブソサイエティ、研究専門委員会）においてその活動費では不十分な場合、以下の規定に法って、ソサイエティ会計からこれを補助することができる。

1. 原則として以下の該当者に支給する場合に補助できる。
  - (ア) 非会員
    - (イ) 本会会員であっても基礎・境界ソサイエティに属さず且つ、その属するソサイエティが基礎・境界ソサイエティと合同で大会を行わない場合。
2. 補助金の総額は各大会において、原則として 40 万円以内とする。
3. 原則として、各提案組織 1 名までとする。
4. 旅費は実施後に実費（費用を証明する領収書等を添付）で支給するが、限度額を超える場合は、原則として 1. の（ア）を優先する。それでも超える場合は、合計が限度額以下になるよう、各請求者の必要金額に応じて減額する。

iii. 参加費について

大会での企画（パネル討論、チュートリアル講演など）での招待講演者の参加費は原則として、講演者側が支払う。しかし、講演者側が支払うことが困難であり、且つ、原則として講演者が非会員である場合のみ、これを各提案組織（ソサイエティ、サブソサイエティ、研究専門委員会）の事業費・活動費より支給することができる。そして、ソサイエ

ティ以外の提案組織(サブソサイエティ、研究専門委員会)においてその活動費では不十分な場合に限り、上記ii. に準じてソサイエティ会計からこれを補助することができる。

iv. 補助決定手続き

上記の補助の条件に合致している場合には、本ソサイエティ会計幹事は、庶務幹事および大会担当幹事と合議の上補助を決定する。原則に外れる場合については、本ソサイエティ運営委員会の承認の上補助を決定する。

v. ソサイエティ提案企画における支給決定手続き

ソサイエティ提案の企画において、上記の支給の条件に合致している場合には、本ソサイエティ会計幹事は、庶務幹事および大会担当幹事と合議の上支給を決定する。ただし、旅費の支給については、原則として講演者が支払うことが困難な場合のみとする。原則に外れる場合については、本ソサイエティ運営委員会の承認の上支給を決定する。

なお、フェローに関しては別に定める。

平成 14 年 12 月 2 日 i.、ii. 基礎・境界ソサイエティ運営委員会で承認

平成 24 年 12 月 6 日 iii. 基礎・境界ソサイエティ運営委員会で改訂の承認

平成 26 年 9 月 24 日 基礎・境界ソサイエティ運営委員会で改訂の承認

平成 26 年 11 月 25 日 基礎・境界ソサイエティ運営委員会で改訂の承認